

みどり整形外科クリニック通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団翠松会みどり整形外科クリニックが開設する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 みどり整形外科クリニックが実施する通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 通所リハビリテーション等の実施に当たっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団翠松会みどり整形外科クリニック
- 2 所在地 東京都墨田区緑1丁目14番地2号 柏原マンション101号室
TEL 03-5638-8181
FAX 03-5638-8182

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者）1名（常勤1名）

医師は通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、通所リハビリテーション等の実施に係る従事者への指示を行う。

- 2 従事者

理学療法士	3名以上
作業療法士	0名以上
言語聴覚士	0名以上
看護職員	2名以上
介護職員	2名以上

従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜・火曜・水曜・金曜日 午前9時00分～午後18時30分
- 2 土曜日 午前9時00分～午後13時00分
木曜日・日曜日、祝日及び夏季休暇、年末年始、当院休診日を除く。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位から4単位 各5名で合計20名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション
- (2) 送迎サービス
- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。
 - (1) 目的
ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善
 - (2) 訓練等
 - ① 運動療法
 - ② 物理療法
 - ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
 - ④ 自助具使用訓練
 - ⑤ 日常生活動作に関する訓練
 - ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、以下の範囲とする。それ以外の範囲については、応相談。
墨田区(緑・両国・横綱・石原・本所・東駒形・錦糸・太平、横川、千歳、立川、菊川、江東橋)
江東区(森下)とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割、もしくは3割の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(ハラスメントのための措置に関する事項)

第17条 事業者は、ハラスメントの発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じる。

- (1) ハラスメントの防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) ハラスメント防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

- 1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はみどり整形外科クリニックが定めるものとする。

付則 この規程は令和3年4月1日施行する。

(送迎範囲の明確化、業務継続計画に関する事項追記：令和7年3月1日改定)